

# 長野県PPP／PFI導入指針

平成15年（2003年）9月  
（令和3年（2021年）7月 改正）

長 野 県

## 目 次

### 第1章 PPP／PFI手法導入の基本的考え方

1	PPP／PFI手法導入の必要性	1
2	PPP／PFI手法導入の基本姿勢	1
3	PPP／PFI手法導入の優先的検討	2

### 第2章 PPP／PFIの概要

1	PPP／PFIとは	5
2	日本におけるPFIの状況	7
3	PFI導入における基本原則	9
4	PFI事業の特徴	10
5	PFIの仕組み	14
6	PFIの事業形態	15
7	PFI事業の一般的な流れ	16
8	PFI導入の効果	17
9	PFIの課題	17

### 第3章 PFI導入に係る手続き等

1	事業の発案	20
2	実施方針の策定及び公表	27
3	特定事業の評価・選定、公表	30
4	民間事業者の募集、評価・選定、公表	31
5	事業契約等の締結等	35
6	事業の実施、監視等	37
7	事業の終了	37

別紙	PFI導入可能性検討調書（様式）	38
----	------------------	----

#### ◆ 参考資料

## 第1章 PPP／PFI手法導入の基本的考え方

### 1 PPP／PFI手法導入の必要性

本格的な少子・高齢社会が到来する中で、県民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、ニーズに対応した質の高い公共サービスを提供することが重要な政策課題となっており、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者が行うことが適切なものについては、できる限り民間事業者に委ねることが求められています。

公共施設等の整備等については、経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、人口減少が見込まれる中で県民の生活や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を精査した上で進める必要があります。

PPP／PFIは、公共施設等の建設、維持管理、運営を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、真に必要な公共施設等の整備等と質の高い公共サービスの提供を図る観点から、この手法の導入は今後一層重要なものとなります。

### 2 PPP／PFI手法導入の基本姿勢

#### (1) 基本的考え方

##### ア 多様なPPP／PFI手法導入の優先的検討

本来的に行政の責任において実施すべき事業であっても、民間活力を導入することにより、新たなビジネス機会を拡大するとともに、提供されるサービスの質的向上やコスト削減が図られ、より効率的で効果的な執行が期待できるものについては、従来の手法にこだわることなく、様々な手法の中から最適な方法を選択し、その導入を進めていく必要があります。

そのためには、サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等の多様なPPP／PFI事業をファーストステップとして活用することを促すことが効果的です。

このため、多様なPPP／PFIの導入可能性を優先的に検討するよう促す仕組みを構築します。

##### イ 県民ニーズの反映

PPP／PFI導入に当たっては、公共サービスの受益者である利用者の視点から検討することが必要です。

これからの公共施設等の整備において重要なのは「どのような施設を造るか」ではなく「その施設を用いてどのような公共サービスを提供するか」という観点であり、公共サービスのあり方を県民の視点からとらえ直し、より一層県民ニーズを反映した質の高い公共サービスの提供を図っていく必要があります。

また、民間事業者のイニシアチブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者からの提案も活用しながら進めることが大切です。

## (2) 指針の見直し

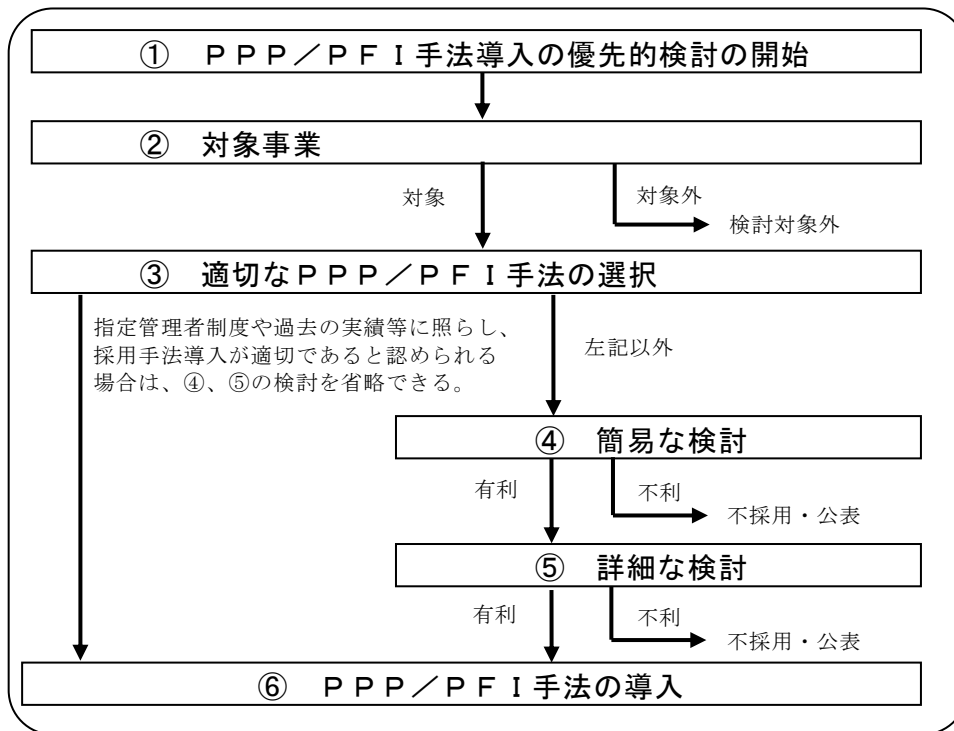
この指針においては、長野県におけるPPP/PFIの導入及び活用を推進するため、導入検討段階からPPP/PFI事業の終了に至るまでのプロセスの概略について定めています。

この指針は、今後も関係法令や制度等の改正の状況や県、市町村におけるPPP/PFI手法導入の過程で生じる課題等を踏まえ、必要に応じて内容の改訂を行っていく予定です。

## 3 PPP/PFI手法導入の優先的検討プロセス

PPP/PFI手法導入の優先的検討の一般的なプロセスは、以下のとおりです。

### <優先的検討プロセス>



### (1) PPP/PFI手法導入の優先的検討の開始

事業担当課は、次に掲げる公共施設等の整備・運営の方針を検討する場合に、併せてPPP/PFI手法の導入の優先的検討を行います。

- ①新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ②公共施設等の運営等の見直しを行う場合

### (2) 優先的検討の対象事業

次の①及び②に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とします。

- ① 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業  
(建設、製造又は改修に係る費用に限る。(用地取得費を除く。))
  - イ 単年度の運営費が 1 億円以上の公共施設整備事業  
(運営等のみを行うものに限る。)
- ③ 次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除外します。
  - ア 既に P P P / P F I 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
  - イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
  - ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
  - エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

### (3) 適切な P P P / P F I 手法の選択

#### ①採用手法の選択

事業担当課は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、(4)①の簡易な検討又は(4)②詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な P P P / P F I 手法（以下「採用手法」という。）を選択します。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

#### ②評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業担当課は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれの定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

##### ア 指定管理者制度

(4)①の簡易な検討及び(4)②の詳細な検討の省略

##### イ 当該事業が施設整備業務の比重が大きいもの又は運営等の業務内容が定例的なものに該当する場合の B T O 方式

(4)①の簡易な検討を省略し、(4)②の詳細な検討を実施

##### ウ 民間事業者から P P P / P F I に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

(4)①の簡易な検討を省略し、(4)②の詳細な検討を実施

#### ③過去の実績に照らした採用手法

事業担当課は、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、簡易な検討や詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

#### (4) P F I手法を選択した場合の検討方法

##### ① 簡易な検討

3(3)によりP F I手法を選択した場合は、「P F I活用検討会議」において、P F I導入可能性検討調書等により、自ら公共施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との比較検討を行い、P F I導入の方針を決定します。検討にあたっては、参考様式に掲載している「P P P / P F I手法簡易定量評価調書・簡易な検討の計算表」等を参考にすることができるものとします。

なお、P F I手法を導入しないと判断した場合は、P F I導入可能性検討調書を適切な時期にインターネット上で公表するものとします。

##### ② 詳細な検討

簡易な検討により、導入の方針が決定された事業については、導入可能性の検証のため、専門的な知識・経験を有する外部の専門家（アドバイザー）に委託して、P F I導入可能性調査（民間事業者の参加意欲等の調査やより確度の高いV F Mの算定等）を行う必要があります。

この調査の結果、導入の有利性が確認された事業については、部局長会議の了承を得てP F I導入の決定を行い、別途アドバイザーと委託契約を締結し、P F I導入の具体的な手続きを進めていくことになります。

なお、P F I手法を導入しないと判断した場合は、調査結果とその理由を適切な時期にインターネット上で公表するものとします。

#### (5) P F I手法以外の手法を選択した場合の検討方法

3(3)によりP F I手法以外の手法を選択した場合は、事業担当課において、参考様式に掲載している「P P P / P F I手法簡易定量評価調書・簡易な検討の計算表」等を活用して検討の上、当該手法の導入を決定し、関係者の了承を得た後に、具体的な手続きを進めていくことになります。

また、検討に際しては3(4)のP F I手法の検討手順を準用することができることとします。

なお、導入しないこととした場合は、その理由をインターネット上で公表するものとします。

## 第2章 PPP/PFIの概要

### 1 PPP/PFIとは

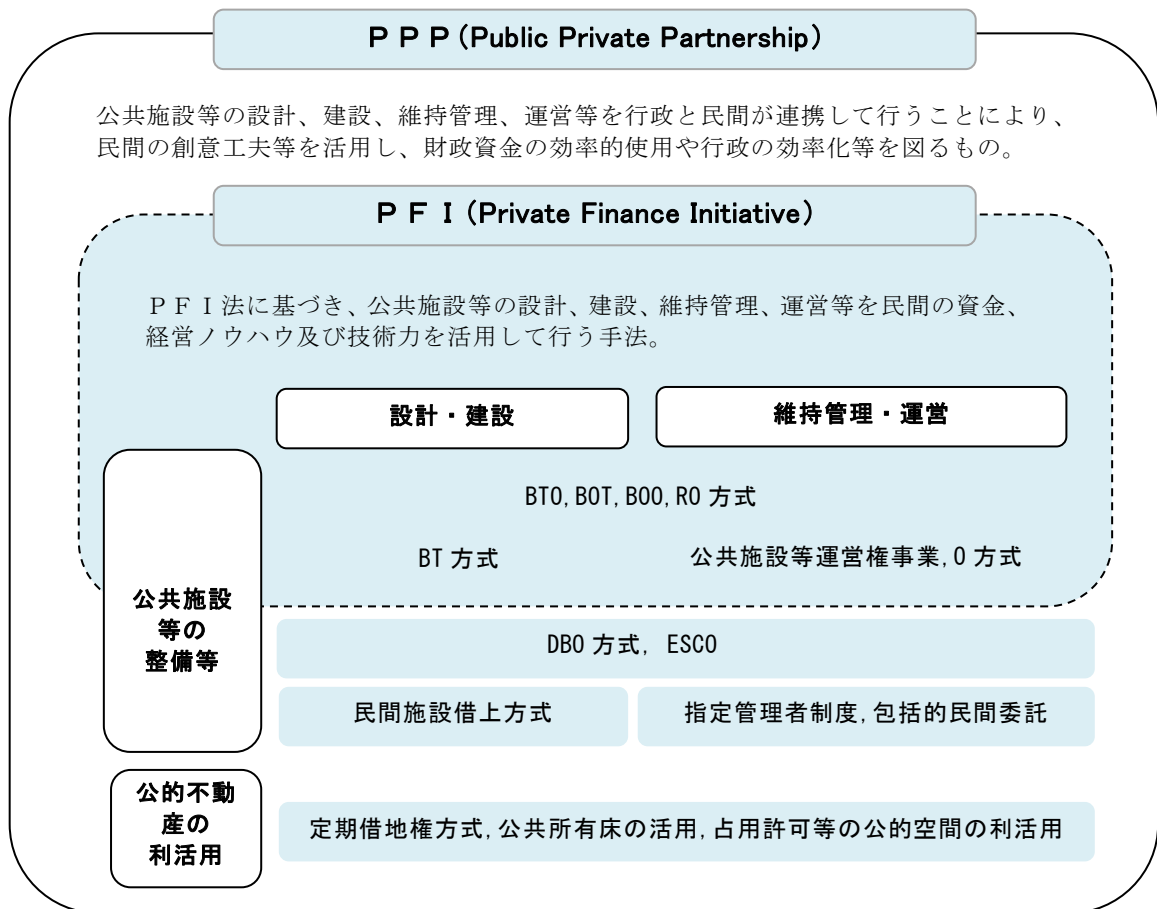
PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

また、PFI (Public Finance Initiative) とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウ及び技術力を活用して行う手法であり、PPPの一類型です。

従来手法では、施設の「設計」、「建設」、「維持管理」又は「運営」をそれぞれ行政自ら又は個別に民間事業者へ委託して実施していましたが、PFIでは「設計」から「運営」までを一体的に民間事業者へ委ねて実施するのが一般的です。

「設計」から「運営」までを一体的に委ねることにより、民間事業者の自主性や創意工夫が引き出され、事業期間全体を通じての事業コストの削減が図られるとともに、より質の高い公共サービスの提供が可能となります。

#### <PPP/PFI の概念図>



## <主なPPP／PFI>

### 1 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を行う方式

#### (1) PFI

BTO方式 Build-Transfer-Operate	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。</li> <li>●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="504 443 1377 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3">特別目的会社（SPC）が多い</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</li> </ul>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	○														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い																
BOT方式 Build-Operate-Transfer	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。</li> <li>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</li> <li>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</li> </ul>																
BOO方式 Build-Own-Operate	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側に施設の所有権移転がない方式</li> <li>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</li> <li>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</li> </ul>																
BT方式 Build-Transfer	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。</li> <li>●業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="504 1308 1377 1585"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="2">事業契約</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="2">特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対価は、施設の引き渡しまでに支払うことが一般的。</li> </ul>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	×	契約形態	事業契約		—	民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ		—
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	×														
契約形態	事業契約		—														
民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ		—														
RO方式 Rehabilitate-Operate	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。</li> <li>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</li> <li>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</li> </ul>																



(2) P F I 以外の手法

D B O 方式 Design-Build- Operate	●民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。			
	●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。			
		設計	建設	維持管理・運営
	業務範囲	○	○	○
	契約形態	工事請負契約		
	民間の契約主体	建設会社又は JV (設計会社と建設会社)		
		特別目的会社 (SPC) が多い		
	●設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。			

2 公共施設等の維持管理・運営等を行う方式

(1) P F I

公共施設等運営事業 (コンセッション事業)	●利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営を行う方式。
O 方式 Operate	●民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注*する方式。

(2) P F I 以外の手法

指定管理者制度	●地方公共団体が公の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。
包括的民間委託	●公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。

【性能発注】

性能発注とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する仕様発注ではなく、アウトプット (性能) に着目して民間事業者が果たすべき義務を規定して発注するもの

2 日本における P F I の状況

P F I は、1992 年に「小さな政府」を推進するイギリスのメジャー政権下において、民間資本を活用する政策として生み出されたものです。

わが国においては、平成 9 年 (1997 年) 頃から P F I の導入の検討がなされ、平成 11 年 7 月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

(P F I 法) が成立し、同年 9 月に施行されました。

P F I 法においては、P F I の対象となる公共施設等として次の施設が掲げられています。

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設、研究施設 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
上記以外	上記施設に準ずる施設として政令で定めるもの（現在定めなし）

P F I 法は制定されて以降、行政財産を P F I 事業者へ無償での貸付を可能とすることや、対象施設の拡大、公共施設運営権の設定を可能とすること等の法改正が行われ、P F I を活用しやすいよう、制度が拡充されてきています。

また、平成 28 年 5 月には、民間資金等活用事業推進会議において「P P P / P F I 推進アクションプラン」が決定され、P P P / P F I 事業として、10 年間（平成 25 年～令和 4 年）で 21 兆円規模の事業を推進することとされています。（平成 25～令和元年度の事業規模は約 23.9 兆円であり、事業規模目標を 3 年前倒しで達成。）

なお、P F I 法を補完するものとして、以下の方針等が定められています。

- ①民間資本等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 30 年 10 月・閣議決定）（基本方針）
- ②P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（令和 3 年 6 月改正）
- ③P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和 3 年 6 月改正）
- ④V F M（Value For Money）に関するガイドライン（平成 30 年 10 月改正）
- ⑤契約に関するガイドライン－P F I 事業契約における留意事項について－  
（令和 3 年 6 月改正）
- ⑥モニタリングに関するガイドライン（平成 30 年 10 月改正）
- ⑦公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン  
（令和 3 年 6 月改正）

#### （参考）公共施設等運営権制度

平成 23 年 6 月の P F I 法改正により、公共施設の管理者等が所有権を有し、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設を運営する権利を民間事業者に設定する公共施設等運営権制度（以下「運営権制度」という。）が創設されました。

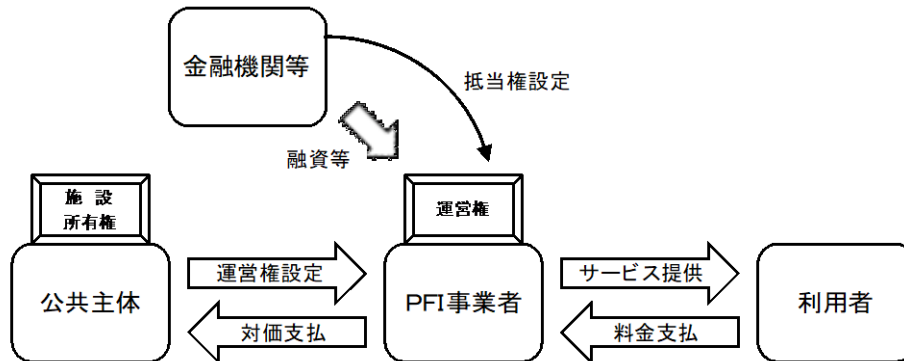
公共施設等運営権は、物権とみなされ、抵当権の設定が可能となっていることから、運営権の設定を受けた民間事業者の資金調達が有利となるとともに、利用料金の決定等を含めて、民間事業者による自由度の高い運営事業が可能となり、民間事業者の創意工夫が生かされ、施設利用者のニーズを反映した質の高い公共サービスが提供されることとなります。

また、公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に対しては、運営権の対価を徴収することが可能であることから、公共施設の管理者等は、施設収入の早期回収が可能となるほか、運営リスクを民間事業者へ移転することができます。

地方公共団体の長は、運営権制度を活用した P F I 事業（公共施設等運営権事業/コンセッション事業）を実施する場合には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営

権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項などを定める条例を制定し、その条例の定めるところにより、実施方針を定めることとなります。

＜公共施設運営権事業（コンセッション事業）のイメージ＞



3 PFI導入における基本原則

PFIについては、基本方針において次の「5つの原則」及び「3つの主義」が示されています。

5つの原則

公共性の原則

県民ニーズが高い公共性のある事業であること

民間経営資源活用原則

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること

効率性の原則

民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであること

公平性の原則

特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保されていること

透明性の原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されていること

3つの主義

客観主義

PFI実施の各段階での評価決定についての客観性が求められること

契約主義

県とPFI事業者との間の合意について、明文により当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること

独立主義

PFI事業者の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されていること

## 4 PFI事業の特徴

### ① 民間の資金やノウハウ等の活用

PFIは、公共施設等の整備によるサービスの提供を民間事業者に委ねるものであり、民間の資金、民間のもつ経営ノウハウ及び技術力を活用するため、行政の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を最大限に引き出すことに努める必要があります。

### ② VFM

PFIの最大の目的は、VFM (Value For Money) の達成、即ち「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」ことにあります。ここにおける「支払い」(Money) とは「税金」を意味しており、VFMとは公共サービスの受益者である納税者の視点からとらえたものです。

従来手法による公共のコストの推計値 (PSC=Public Sector Comparator) とPFIにより行う場合の公共のコストの推計値 (PFIのLCC=Life Cycle Cost) とを比較して、PFIにより行う場合の方が公共の負担が低下するときはVFMがあることとなります。VFMがあるか否かの判断は、PFIが、対象事業のライフサイクル全体を視野に入れたものであるため、公共施設等による公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト (金利や物価変動の影響を含む。) について公共の負担が低下するか否かにより行います。PFIにより、公共施設等の整備が、より効率的かつ効果的に実施できるか否かがPFI導入の判断基準であり、VFMの有無を正しく評価することがその基本となります。

(注) 1 VFM: 次ページの「VFMの概念図」参照

2 PSC: 行政が事業を直接に実施した場合における行政のコスト負担をいう。

3 LCC: 事業の設計から建設、維持管理、運営という各段階を経てPFI事業が終了するまでの全事業期間を通じてのコスト (金利や物価の変動による影響を含む。) の総計をいう。

### ③ リスクの分担

PFI事業による公共サービス提供は、20年から30年という長期にわたる場合が通常であり、その間において事業上発生する事故、需要の変動、物価や金利の変動、想定外の災害、法令や税などの制度の改正などの事由の発生は契約時点で正確に予測することが困難です。こうした事由により損失が発生する可能性を「リスク」といいます。

また、リスクの中で、当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものを「不可抗力」といいます。

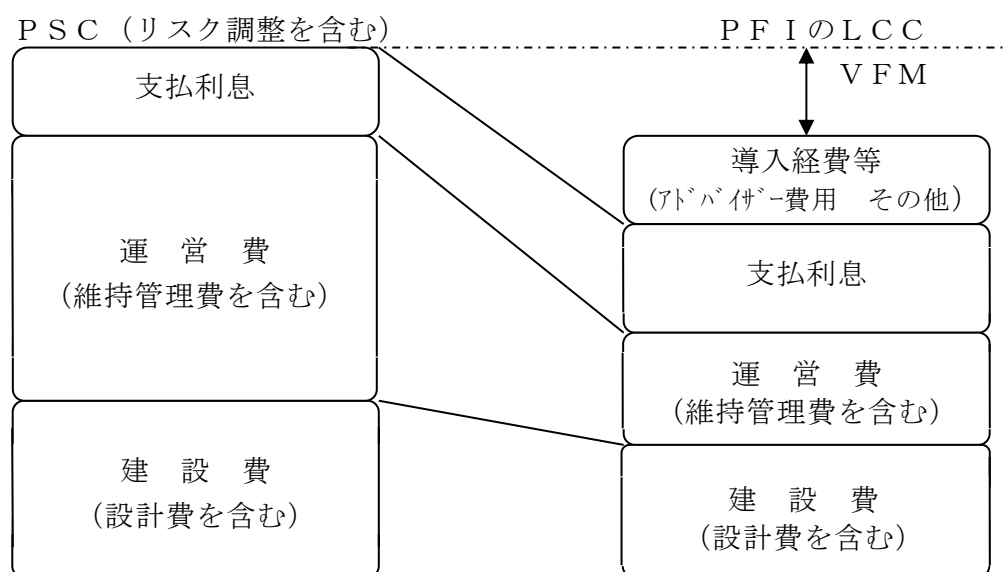
PFI事業では、従来であれば行政自らが負担してきたこうしたリスクのうち、民間の方が行政よりもリスク管理能力が上回る部分については、民間事業者がリスクを分担するものとします。言い換えれば、それぞれのリスクを最も適切かつ効率的に管理し得る者がそのリスクを分担することにより、事業全体を通じてのリスク管理能力を高め、リスクが発生した場合の損失を最小限とすることにより、リスクに係るコストを削減し、より大きなVFMを生み出すことを目指すものです。

リスクについては、行政と民間の役割分担について事前に十分協議し、契約において明確に定めておくことが必要です。

なお、不可抗力については疫病や感染症等の事由であっても不可抗力事由に含まれるものであり、これらについても不可抗力事由となる基準を明確にしたうえで予め契約等で定めておくことが望ましい対応です。

ただし、具体的状況下で不可抗力と判断されるかについては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお避けえないものであったかを個別具体的に検討する必要があります。

(参考) VFMの概念図



- ① PFI事業では、従来の仕様発注方式によらず、性能発注で行われるため、民間事業者の創意工夫等により、建設費のコストダウンが期待される。
- ② PFI事業では、設計から運営までを一体として民間事業者に委ねるため、管理・運営の効率を考慮した設計・建設が行われ、運営費のコストダウンが期待される。
- ③ 民間事業者が資金調達する場合の利率は、公共が調達する場合の利率に比べて高いため、従来方式に比べて支払利息は増加する。
- ④ 調査費、アドバイザー費用などの導入経費や税負担など従来の手法にない経費が必要となる。

PFI事業では、導入経費のほか、利益やSPCの出資者への配当、税金といった新たな経費が必要となり、また金融コストも上昇することから、こうしたコスト増加を上回るだけの建設費や運営費のコスト削減が見込まれるか否かが導入の適否の判断する基準となります。

(注) リスク調整：従来方式においては計算されていなかった第三者賠償等のリスクに係るコストを、行政が負うべきコストとして計算し、PSCに参入することをいう。

## (参考) VFMの算定に当たっての留意点

### a リスクの定量化

VFMを生み出す大きな要因として、事業に係るリスクを行政と民間事業者との間で最適に分担することがあります。リスクの一部を民間事業者が負担する場合には、当該リスクを負担する代償としてそれに見合う対価を事業コストに含めることとなり、PFIのLCCにはこのリスクに対する対価が含まれることとなります。同様に、行政が負うリスクはPSCに加算する必要があります。

リスクについては、VFMに与える影響が大きいリスクを中心に算定すべきリスクを特定し、できる限りそのリスクを定量化する必要があります。「リスクの定量化」とは、そのリスクに係る金銭的負担の期待値を求めることであり、具体的にはリスクが発生したときに想定される負担額とその発生確率の積により求めることとなります。また、こうした方法以外にも保険契約を結ぶ場合における保険料の見積り額によりリスクを定量化することも可能です。

### b 適切な調整

PFIによる事業の実施に対し、行政による財政上の支援が見込まれる場合には、その額をPFIのLCCに加算します。逆に、PFIによる事業について民間事業者からの税収が見込まれる場合には、その額をPFIのLCCから減額します。

### c 現在価値への換算

PSCとPFIのLCCの比較に当たっては、それぞれのコストを現在価値に換算する必要があります。例えば、現時点での1億円と10年後の1億円では価値が異なることから、10年後の1億円が現時点で何円になるのかを換算した上で比較する必要があります。このように将来における価値を現在における価値に換算することを「現在価値への換算」といいます。

換算に当たっては、長期国債利回りの過去の平均や長期見通しなどを用いた割引率により将来の価値をその年ごとに割引くことにより行います。例えば、x年後の1億円の現在価値は、割引率（年率）をyとした場合には  $1 \text{ 億円} / (1 + y)^x$  のx乗により求められます。

## (参考) 主なリスクとその分担の事例

(凡例 ○：主分担 △：従分担)

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担		備考	
			行政	民間		
共通	制度・法令	関係法令や税制の改正等による発生する費用など	○	△		
	住民への対応	住民の反対運動、訴訟、要望等への対応	○			
	第三者賠償	業務に起因する事故、施設の維持管理の不備に起因する事故など		○	保険等により民間で対応	
	債務不履行	民間の責めによるもの	事業放棄、事業者の破綻、サービス水準の低下など		○	金融機関等と善後策を協議
		行政の責めによるもの	サービスの提供が不要になった等の理由による事業中止など	○		民間への補償が必要
	金利・物価	金利及び物価の変動による費用など	○	○	相当の変動に対応可能な事業計画が必要	
天災等の不可抗力	風水害・地震等の自然災害や第三者の行為で予見可能性のないもの	○	△	基本的には県で負担(両者協議)		
設計	調査・測量	民間が行う調査結果のミスによる計画変更等に伴う費用など		○		
		地下埋蔵物に関する調査に関する費用など	○			
	設計	民間の責めによるもの	設計ミス等による計画の変更や設計の遅れに伴う費用など		○	
		行政の責めによるもの	サービス水準の要求の変更に伴う費用など	○		
建設	用地取得	公共施設等の建設用地の確保	○			
	工事遅延	民間の責めによるもの	建設が契約上の工期より遅延することに伴う費用など		○	
		行政の責めによるもの	サービス水準の要求の変更に伴う工事遅延に係る費用など	○		
	建設コスト	民間の責めによるもの	工事費用の増大など		○	
		行政の責めによるもの	サービス水準の要求の変更に伴う費用など	○		
施設の性能	要求した性能に達しない場合や施工不良の場合の負担など		○			
管理・運営	需要	施設利用の需要が想定を下回る場合の負担など	○	△	事業の実施方式により異なる	
	維持管理・運営コスト	事業内容や施設の用途の変更に伴う費用など	○			
		サービス水準の要求の変更に伴う費用など	○			
	その他の場合		○			

(注) リスクの内容やリスク分担の方法は事業ごとに異なるものであることに留意が必要

## 5 PFIの仕組み

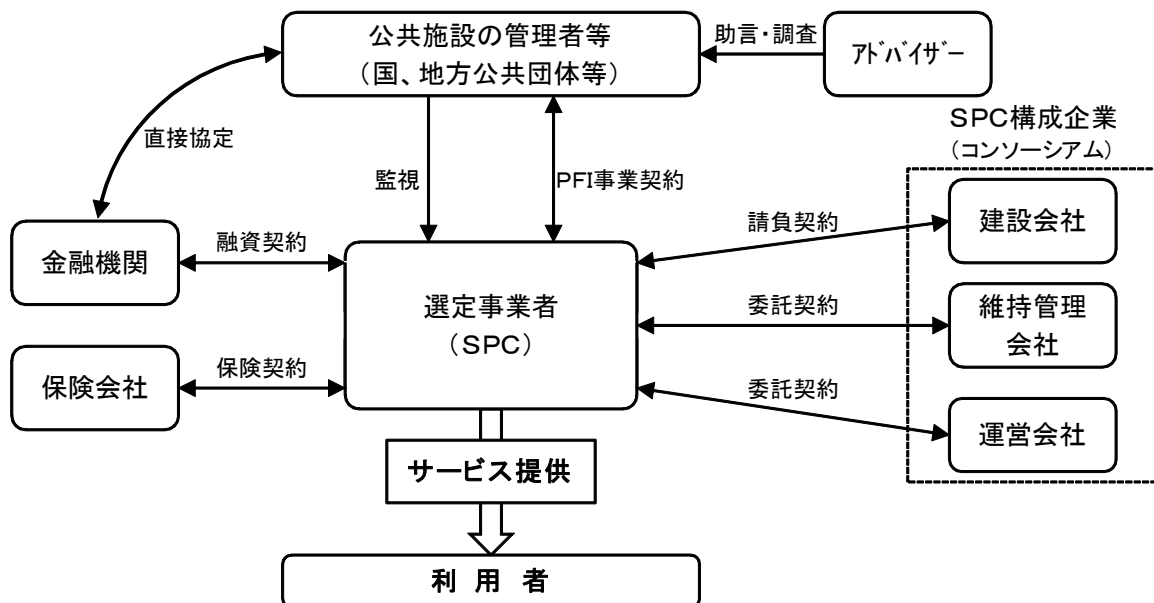
行政では提供する公共サービスの水準を定めるとともに、具体的に事業を進めるための実施方針を策定し、特定事業の選定を行った上で総合評価一般競争入札などにより民間事業者を選定します。（選定された民間事業者＝選定事業者）

選定事業者は、PFI事業に参加する複数の企業がコンソーシアム（企業共同体）を形成し、各企業の出資により事業を実施するための「特別目的会社」（SPC＝Special Purpose Company）を設立し、プロジェクトファイナンスにより資金を調達して事業を実施するのが一般的です。民間事業者が経営する他の事業の影響を排除するためにはSPCの設立は有効です。

（注）1 SPC：特定の事業を実施することのみを目的として設立された法人で、当該特定事業から生み出される利益等により事業を展開していく。

2 プロジェクトファイナンス：調達した資金の返済の原資をその事業から生み出される収益に限定するとともに、融資に対する担保も事業に関連する資産に限定する形態のファイナンス（SPCへの出資者や親会社は債務保証や担保提供を行わない。）  
 ⇔ポレートファイナンス

### （参考）PFI事業のスキーム



	主な役割
行政	公共サービスの内容・水準を定め、PFI事業者が行う公共サービスの提供を監視する。
アドバイザー	PFI事業の実施に必要な金融・財務、法務、建築等技術などの専門知識やノウハウを活用し、県やPFI事業者を支援し、必要な調査等を行う。
選定事業者 (SPC)	SPCが、出資者であるコンソーシアムに参加している企業と工事請負契約や施設の管理運営委託契約を締結し、住民に対する公共サービスの提供を行う。
金融機関	事業の採算性等の判断に基づき融資を行う。 PFI事業（者）が破綻した場合における債務の取扱いや第三者への事業の承継等については、県と金融機関の間の直接協議により協定を締結することが想定される。
保険会社	保険契約に基づきリスクによる損失を補償する。



## 6 PFIの事業形態

PFI事業は、行政と選定事業者間のコスト分担の方法により概ね次の3つの形態に分類されます。

### ① サービス購入型

行政は、選定事業者が住民に対して提供する公共サービスを購入し、その対価を支払う。選定事業者は、主として行政からの支払いをもって施設の設計、建設、管理及び運営に係るコスト（事業コスト）を回収する。

国や他の自治体において導入された多くの事例がこの形態をとっている。



### ② 混合（ジョイントベンチャ）型

選定事業者は、行政と選定事業者の双方の資金を用いて公共施設の整備等を行う。事業の運営は主として選定事業者が行う。選定事業者は、行政からの補助金等を活用するとともに、利用者からは料金等を徴収して事業コストを回収する。



### ③ 独立採算型

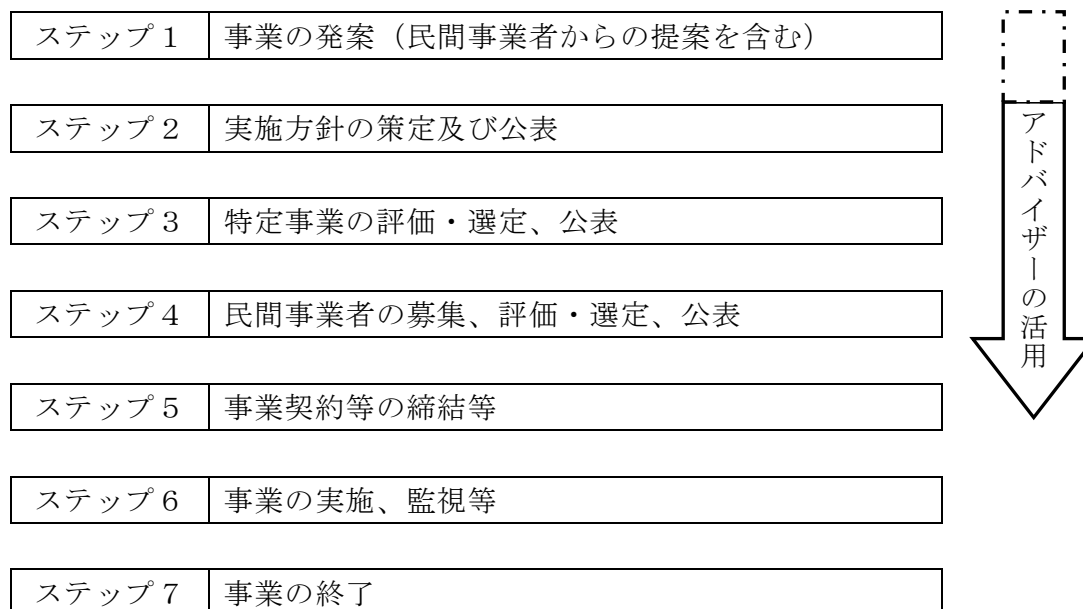
選定事業者は施設利用者からの料金収入のみにより、事業コストを回収する。このため、行政はPFI事業によるサービスの提供に係る費用を負担しない。



## 7 PFI事業の一般的な流れ

PFI事業実施プロセスに関するガイドラインでは、PFI事業の基本的な流れは次のフロー図のとおり7つのステップに整理されています。

(各ステップにおける手続き等については、第3章をご覧ください。)



### (参考) 従来型手法との主な相違点

項目	PFI	従来型手法
事業の実施方法	民間事業者が、施設の設計から運営までを一体として実施	行政が、施設の設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ自ら又は民間に委託して実施
発注方法	・一括発注 設計から運営までを一括して民間事業者が発注	・分割発注 設計、建設、維持管理、運営という段階別にそれぞれ分割して発注
	・性能発注 行政が提供すべきサービスの水準（性能）のみを定めて民間事業者が発注	・仕様発注 施設の構造、材料等に関する詳細な仕様書を行政が作成し、民間事業者が発注
事業者の選定方法	総合評価一般競争入札 公募型プロポーザル方式	一般競争入札（価格による入札）が原則
リスクの分担	行政と民間事業者でリスクを分担（契約時に明確化）	基本的に行政がリスクを負担
資金調達の方法	民間がプロジェクトファイナンスにより資金を調達	行政が資金を調達 (起債・交付金・補助金・一般財源)
契約の方法	事業権契約（長期）	請負契約

## 8 P F I 導入の効果

### (1) 公共サービスの水準の向上

民間事業者が経営ノウハウや技術力を活用し、利用者のニーズを的確に把握した満足度を高める運営がなされることにより、より質の高い公共サービスの提供が期待される。

### (2) 事業コストの縮減

公共施設等の設計から運営までを一体的に民間事業者に委ね（一括発注）、又施設の構造・材料等の仕様を定めずサービス水準のみ定めて発注すること（性能発注）により、民間事業者の創意工夫を促し、また事業全体のリスク管理を効率的に行うことにより事業期間全体での事業コストの縮減が期待される。

### (3) 民間の事業機会の創出等

民間事業者に対して新たな事業機会をもたらすことによる経済の活性化とともに、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの形成が期待される。

## 9 P F I の課題

### (1) 制度上の課題

#### ア 施設の設置者や管理者の制限

道路、河川、下水道など P F I 法において P F I の対象となる公共施設等とされている多くのものについて、道路法など個別の公物管理法により施設の設置や管理を行う者が地方公共団体等に限定されており、今後このような設置・管理に関する制度上の制約の見直しが課題となっています。

なお、地方自治法の一部改正（平成 15 年 6 月 6 日法律第 108 号）により、公の施設の管理に関する制度が改正され、従来の公共的団体等に対する「管理委託制度」から広く民間事業者を含む地方公共団体が指定する者が管理を代行する「指定管理者制度」に改められ、P F I 事業で整備された施設については、P F I 事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能となりました。

#### イ 補助金や税制上の措置

P F I 事業に対する国庫補助金制度は、P F I 事業促進のために制度改正等が行われてきていますが、地方公共団体が自ら実施する場合と比較して補助対象が限定される場合もあります。また税制上も設置者が地方公共団体であるか民間事業者であるかにより措置内容が異なることから、補助制度の適用拡大など従来型の公共事業により実施する場合との共通の条件設定を行うこと（イコール・フットィング）が課題となっています。

### (2) P F I における留意事項

P F I は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法の一つであり、全ての事業に適合する万能の手法ではないことに留意する必要があります。

#### ア 事業規模

従来型の公共事業にはない経費が必要となるなどの理由から、一定規模以上の事業であることが必要です。

#### イ 後年度負担の発生

P F I 事業では、契約期間全体にわたり、提供される公的サービスの対価を公共部門が民間事業者に対して支払うこととなるため、財政負担が平準化される一方で、20年から30年といった長期の事業実施期間にわたり恒常的に後年度負担が生じることに留意する必要があります。

#### ウ 事業化までの手続きと所要時間

P F I 事業では、事業化に至るまでに、行政においては導入可能性調査や内部審査、アドバイザーの活用、総合評価競争入札の実施など、また民間事業者においても事業全体にわたる計画の作成や事業実施のためのコンソーシアムの組成やS P Cの設立など行政・民間事業者ともに、従来型の公共事業に比べて多くの手続きを踏む必要があり、事業実施までにかかなりの時間を要することとなります。

### (3) 県内産業の振興と県内企業の事業参画

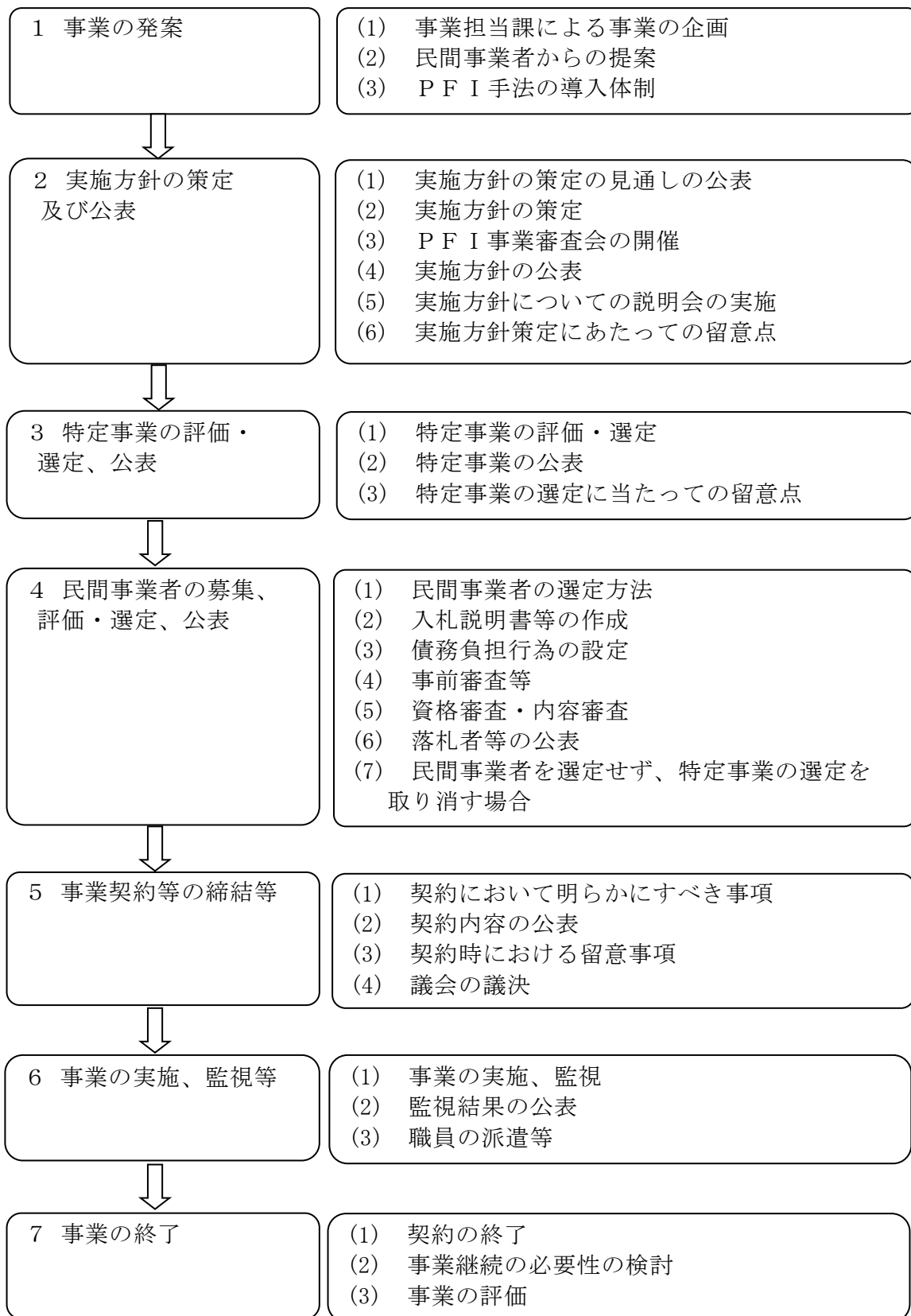
P F I は、民間のノウハウ等を活用し、最も効果的かつ効率的に住民サービスの提供を図ろうとするものであり、P F I 事業者の選定において県内事業者を優先することは、理念上困難です。

P F I 事業者には、長期の事業実施期間にわたる資金調達やリスク分担の能力が求められ、又P F Iに関するノウハウも必要であることから、参画が一部の大企業に限定されることが想定されます。

しかし、P F I 事業で必要となる雇用や資材の中には、県内から調達することが可能であり、かつ、好ましいものもあり得ると考えられます。したがって、個別事業の中で地域に密着した事業スキームや、地元中小企業の能力を生かせる事業スキームなどを検討していくことが必要です。

### 第3章 PFI導入に係る手続き等

#### <PFI事業実施プロセス>



## 1 事業の発案

### (1) 事業担当課による事業の企画

事業担当課は、公共施設等の整備・運営方針を検討する段階から P F I その他の民間活力導入手法を念頭に置きつつ検討を進めます。

検討を進展させるための手段として、民間事業者と直接対話する「サウンディング型市場調査」を行うことも有効です。

P F I の導入検討に当たっては、P F I 事業が単なる施設の調達ではなく、民間事業者から公共サービスの調達を行うものであるとの基本認識の下に、調達しようとする公共サービスの内容や事業の範囲を明確にする必要があります。

### (2) 民間事業者からの提案

P F I 事業は、これまで行政の発意で実施されてきましたが、民間のアイデアを更に活用し、P F I 事業をより推進するために平成 23 年に P F I 法が改正され、特定事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等へその特定事業に係る実施方針を定めることを提案することが可能となりました。民間事業者からの提案を受けた公共施設等の管理者等は、提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知することとなります。

民間事業者からの提案を受けたときは、事業担当課は民間提案の趣旨を踏まえ、事業の必要性、実現可能性等及び P F I 事業を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による事業実施の可能性等について検討を行います。

民間事業者からの提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、当該提案を行った民間事業者にその旨を通知した後、速やかに実施方針の策定を行います。この際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮する必要があります。

一方、実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該提案を行った民間事業者に通知します。この場合において、新たに提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要について、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意して公表します。

また、民間事業者からの提案の検討に相当の期間を要する場合には、当該提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知します。

なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、積極的に対応するものとします。この場合において、P F I 法第 6 条に基づく提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておく必要があります。

### (3) P F I 手法の導入体制

P F I 導入の検討は、第一次的には事業担当課において行います。要件等に照らして導入可能性が見込まれる事業については、「P F I 活用検討会議」においてさらに総合的な視点からの検討を行い、P F I 導入の方針を決定します。

導入の方針が決定された事業については、導入可能性の検証のため、専門的な知識・経験を有する外部の専門家（アドバイザー）に委託して、P F I 導入可能性調査（民間事業者の参加意欲等の調査やより確度の高いV F Mの算定等）を行う必要があります。

この調査の結果、導入可能性が確認された事業については、部長会議の了承を得てP F I 導入の決定を行い、別途アドバイザーと委託契約を締結し、P F I 導入の手続きを進めていくこととなります。

### ① 事業担当課

県として実施すべき事業について、P F I 手法の検討が必要と判断される場合は、その導入の適否について検討を行い、関係課とも調整の上、検討結果をまとめ、「P F I 導入可能性検討調書」（別紙1）を作成します。「P F I 導入可能性検討調書」の作成に当たっては、事業担当課において概ね以下の事項について調査・検討を行うものとしします。

なお、事業担当課におけるP F I 導入の検討段階においても、必要に応じてアドバイザー（下記参照）などを活用することも考えられます。

ア 事業に係る需要予測

イ 整備に係る公共施設等の機能面でのニーズ（サービスの水準）

ウ 活用が見込まれる民間事業者のノウハウ

エ 制度上の制約等の有無及び当該制約に係る課題解消の可能性

オ V F Mの見込みの確認（他県等での先例、アドバイザーの活用、簡易な検討の計算表【内閣府P F I 推進室作成資料】などにより確認する。）

### ② P F I 活用検討会議

個別の事業について、P F I を導入するか否かの検討を行います。事業担当課が作成する導入可能性調書その他事業関連資料に基づき、当該事業へのP F I の導入の適否について審査するとともに、庁内における合意形成を図るための意見調整を行います。当会議での検討によりP F I 導入の適正が高いと判断された事業については、関係者の了承を得て、アドバイザーによる導入可能性調査の実施を決定します。

#### ア 会議の組織

総務部長を委員長とし、委員長が選任するP F I 事業の関係課等の長を委員とします。

#### イ 会議の任務

個別の事業について、P F I 導入の適否について審査を行い、P F I を導入すべきか否かを総合的な視点から検討します。

#### ウ 事務局

総務部財産活用課

### ③ P F I 事業審査会

P F I 導入決定後における事業者選定に至るまでの手続きについては、特にその公正性、透明性の確保が求められることから、事業を所管する部長その他関係部局の職員の他に、外部の専門家を委員（P F I 事業に関し知識・経験を有する学識経

験者等)に加えた審査会を個別の事業ごとに設け、以下の事項に関する審査を行います。

- ア 実施方針等の策定
- イ 特定事業の選定
- ウ 民間事業者の選定

この審査会の事務局は、事業を所管する課に置くものとします。

#### ④ アドバイザー

P F I手法の導入可能性の検証、P F I事業の実施に当たっては、財務・金融、法律、建築等技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが必要となることから、専門的知識を有する外部のアドバイザーを活用します。

アドバイザーとの委託契約は、原則として、P F I導入可能性調査を実施する段階とP F Iの導入決定後に民間事業者との契約締結までの手続きを進める段階に分けて、それぞれ別箇に契約を締結します。ただし、別契約とすることにより不利となると認められる場合には、導入可能性調査を担当したアドバイザーと再度契約を締結することも可能です。

(注)アドバイザー：財務・金融のアドバイザー、法務のアドバイザー（弁護士）、技術面のアドバイザーを総括するコンサルタント会社等をいう。

#### ア アドバイザーへの委託業務

##### (ア) P F Iの導入可能性の検証に関する業務

- ・市場調査の実施（民間の参加意欲の調査、P F IのL C Cの見込み調査など）
- ・P F I事業スキーム概要の構築
- ・事業方式の検討
- ・V F Mの算定
- ・リスク分担の検討
- ・法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討 など

##### (イ) 導入決定後の事務手続きに関する業務

- ・事業実施手続き・スケジュールの検討
- ・実施方針案の策定
- ・募集関係書類案の作成
- ・入札等に係る審査基準案の作成
- ・民間事業者からの質問に対する回答書の作成
- ・契約書案の作成
- ・事業予定者との交渉

#### イ アドバイザーの選定基準

アドバイザーの選定にあたっては、契約見積り額のほか、P F I手法の習熟度、事業実績、体制、選定事業に関する知識など、総合的な評価に基づいて選定する必要があるため、選定の方法は、プロポーザル方式によることが適当です。

選定の基準は、その事業の特性等を踏まえて事業担当課が決定します。以下に基準の一例を示します。



- ・費用の見積り
- ・調査業務の内容及び方法
- ・P F I 業務の実績及び習熟度
- ・業務実施体制
- ・選定業務に関する知識
- ・業務スケジュール

#### ウ アドバイザーとの契約に当たっての留意点

アドバイザーの関係企業が当該P F I 事業に応募し、又は参画する場合には、公平性を担保するため、秘密保持等に十分な配慮をする必要があります。

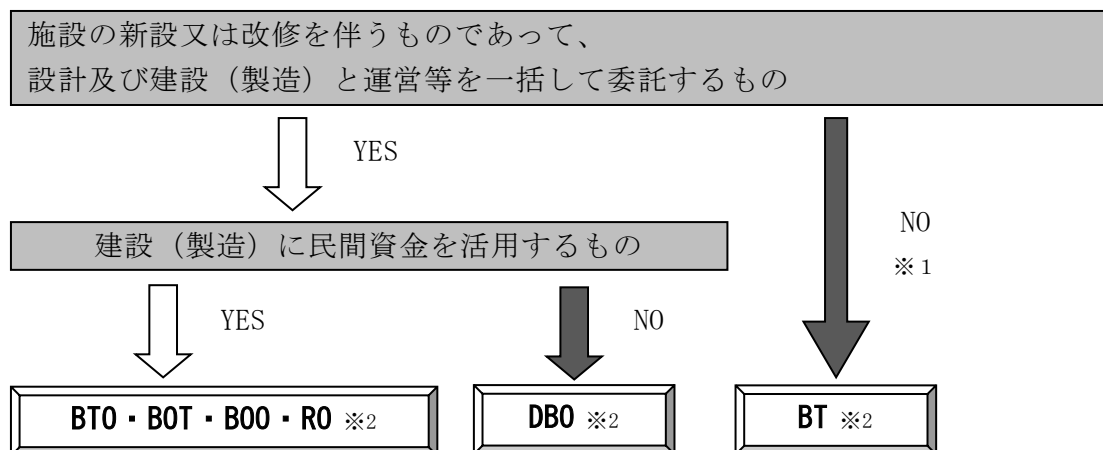
#### (参考) P F I 導入検討の視点

評価の視点	評価基準
基本適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模は適当か。</li> <li>・民間が創意工夫を発揮する余地があるか。</li> <li>・民間に技術的なノウハウがあるか。(民間に同種・類似の業務が存在するか)</li> <li>・競争原理が働くか。(複数の民間企業の参入は可能か)</li> <li>・一括発注が可能か。</li> <li>・性能発注が可能か。(公共サービスの基準設定が可能か)</li> <li>・公共サービスの需要が安定的、継続的に確保できるか。</li> <li>・事業の収益性はどの程度か。また、どのような事業形態による実施が可能か。</li> <li>・民間が資金調達を行うことは可能か。</li> <li>・他の自治体等においてP F I を導入した実績はあるか。</li> <li>・想定されるリスクは何か。また、民間事業者とのリスク分担が可能か。</li> <li>・民間に委ねることは適当か。(行政が直接に行う必要性が高いものではないか)</li> </ul>
制度上の課題等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的規制はないか。(設置主体、管理主体の制限など)</li> <li>・補助金制度はあるか。(P F I を導入した場合にデメリットはあるか)</li> </ul>
V F Mの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算でV F Mは見込めるか。</li> <li>・公共サービスの向上は図れるか。</li> </ul>

#### (参考) P F I 導入可能性調査の主な項目

- ① 民間事業者の参加意欲の有無
- ② 最適な事業形態及び事業方式
- ③ 想定されるリスクとその最適な分担方法
- ④ 金利、割引率等の見込み
- ⑤ 公的支援の必要性等の有無
- ⑥ 事業の採算性を見込み
- ⑦ V F Mの評価

(参考) PFI 採用手法選択の簡易フローチャート

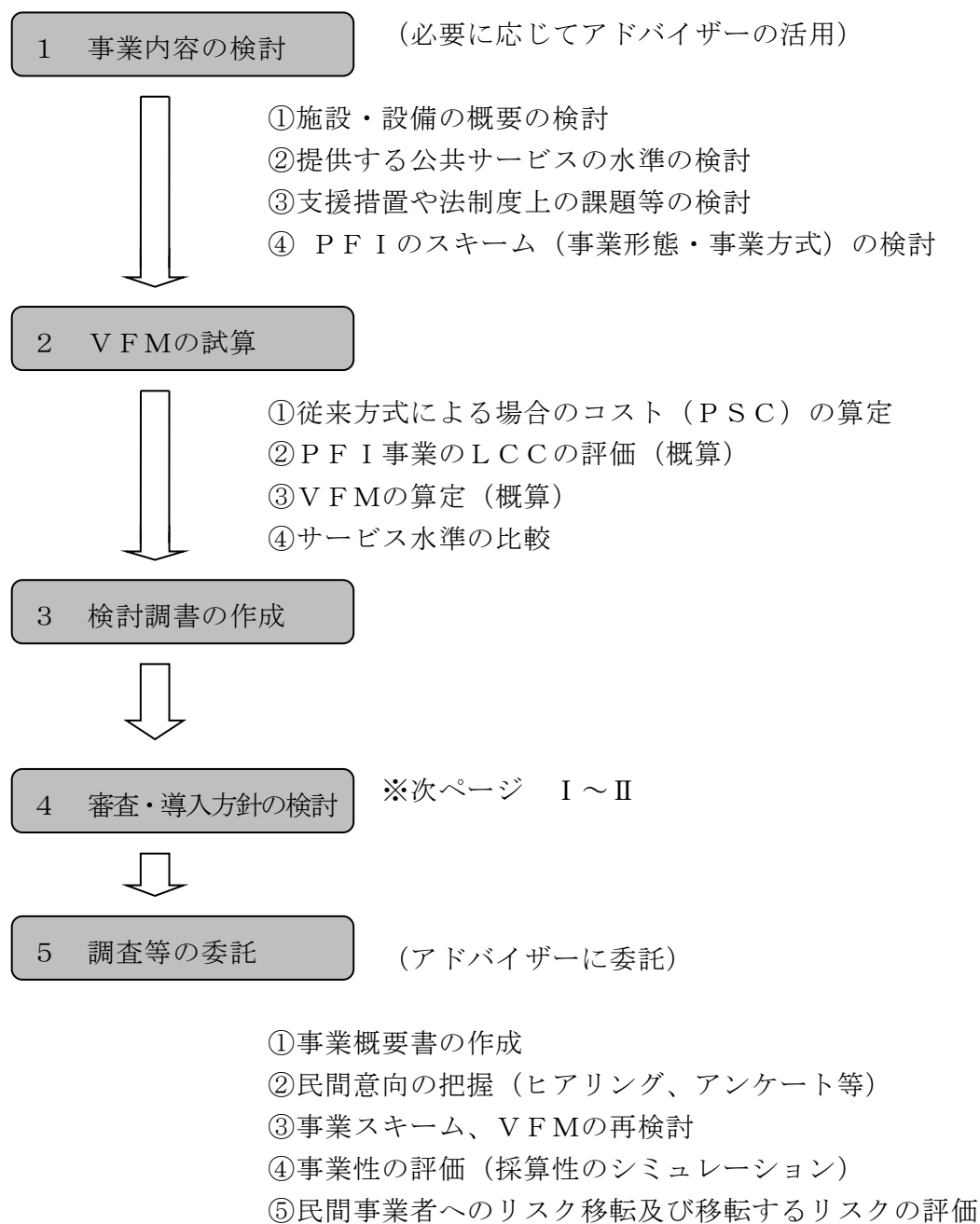


※1 例えば、以下の場合などが「NO」を選択することが考えられます。

- (1) 新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合
- (2) 当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい（急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される）ことから、建設（製造）後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合

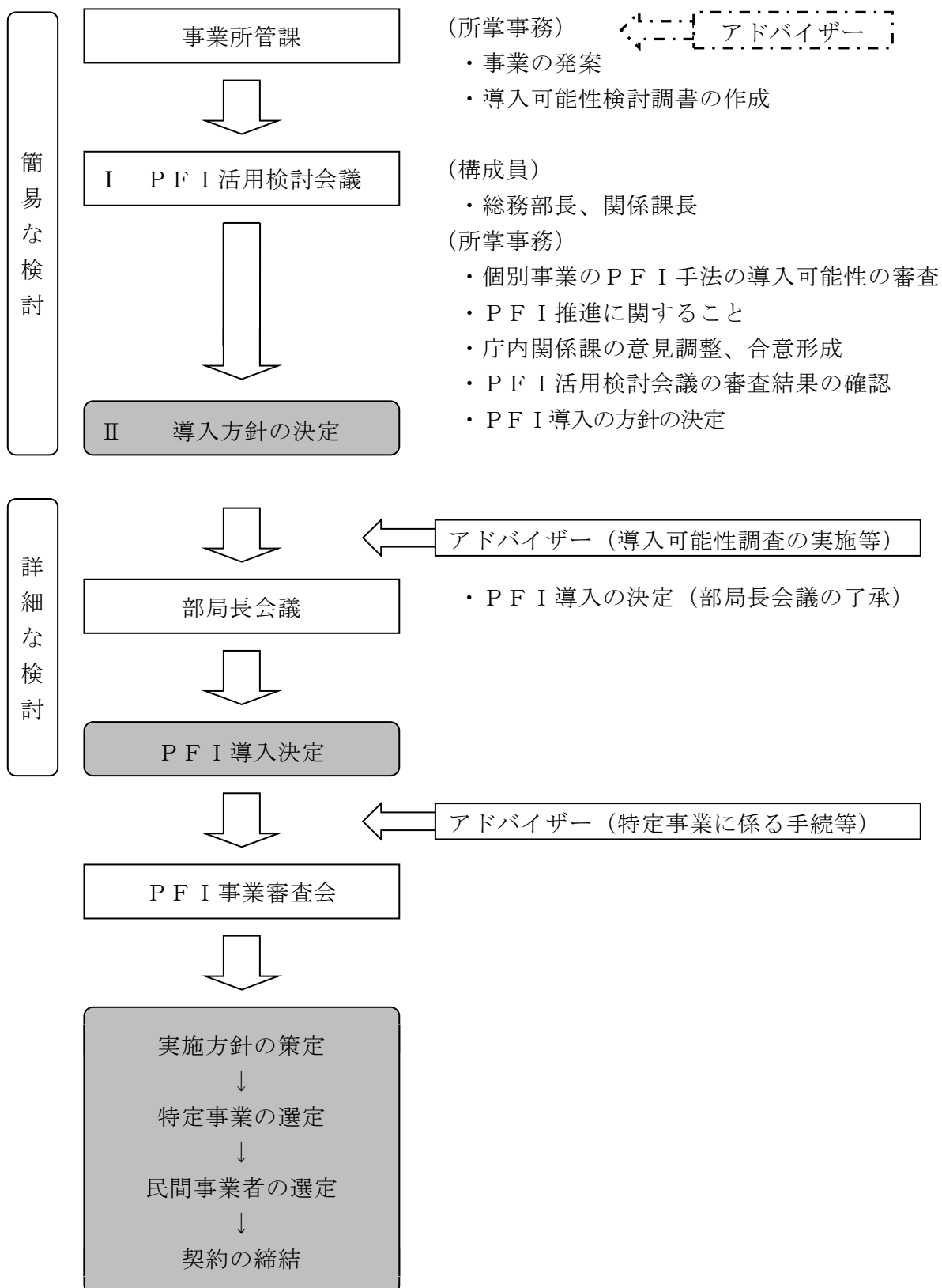
※2 これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占有許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられます。

(参考) 事業担当課におけるPFI導入検討の手順



- (注) 1 事業性の評価：民間事業者がプロジェクトに参画するかどうかを、事業の収益率等の見込みに基づいて評価すること。
- 2 リスク移転：従来の手法では行政が担ってきたリスクのうち、民間がより効率的にコントロールできるリスクを民間に移転すること。
- 3 定性的比較：公共サービス水準のうち、定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で、定性的な評価を行い、従来型手法による場合とPFIによる場合との比較を行うこと。

(参考) P F I 導入に係る庁内検討等の流れ



## 2 実施方針の策定及び公表

### (1) 実施方針の策定の見通しの公表

公共施設等の管理者等は、P F I 法第 15 条に基づき、実施方針の策定の見通しを毎年度公表しなければなりません。ただし、当該年度にその見通しがない場合は、その必要はありません。

### (2) 実施方針の策定

「実施方針」は、P F I により事業を実施する場合に、その実施に関する方針や事業の概要など P F I 事業の基本的事項を明らかにするものであり、民間事業者に対して当該 P F I 事業に参加するか否かの判断材料を提供するものです。

P F I 法第 5 条の規定により、実施方針には次に掲げる事項を定めます。

項 目	規定すべき内容
1 特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の名称、目的、整備すべき公共施設等の種類</li> <li>・公共施設等の管理者</li> <li>・民間事業者が行う業務の範囲</li> <li>・想定する事業形態</li> <li>・事業期間、事業スケジュール</li> </ul> </li> <li>○特定事業の選定に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定の方法、選定の基準、手順</li> <li>・選定結果及び評価の内容の公表方法</li> </ul> </li> </ul>
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の選定方法、手順及びスケジュール</li> <li>・参加資格等 ( P F I 法第 9 条に規定する欠格事由*も記載)</li> <li>・応募の手続き、提出書類等</li> <li>・審査及び選定に関する事項</li> <li>・選定結果及び評価の内容の公表方法</li> </ul>
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想されるリスクとその官民での分担</li> <li>・提供されるべきサービスの水準</li> <li>・事業者の責任の履行に関する事項</li> <li>・事業の実施状況の監視に関する事項</li> </ul>
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の場所、敷地面積、用途地域等</li> <li>・土地の取得又は賃貸に関する事項</li> <li>・施設整備の要件</li> </ul>
5 事業契約等の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議等に関する事項</li> </ul>
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間における措置の内容に関する事項</li> <li>・金融機関との協議に関する事項</li> </ul>

項 目	規定すべき内容
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制上、税制上の措置に関する事項</li> <li>・補助金、融資などの支援に関する事項</li> </ul>
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針に関する問合せ先</li> <li>・情報公開の対象事項及び公開方法</li> <li>・環境アセスメントに関する事項</li> </ul>

※ P F I 法第九条に規定する欠格事由

- ・法人でない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人
- ・暴力団員がその事業活動を支配する法人 等

### (3) P F I 事業審査会の開催

実施方針の策定やその内容の修正に当たっては、当該手続きについてその公正性、透明性の確保が強く求められるとともに、その審査に際しては各分野にわたる専門的知識が必要となることから、外部の専門家2名以上を委員に加えた「P F I 事業審査会」において、事前に実施方針の審査・検討を行います。

※ 特定事業の選定段階、民間事業者の選定段階において同じ

(注) 外部の専門家から選任する委員については、総合評価一般競争入札を実施する場合において、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定により、2名以上の学識経験者から意見聴取しなければならないこととされていること、又公募型プロポーザル方式による場合においても、総合評価一般競争入札におけるものと同様の手続きを踏むことが適当であることから、審査会設立時において2名以上を選任するものとします。

### (4) 実施方針の公表

P F I 法により、実施方針を定めたとき又はその内容を修正したときは、速やかに公表することが義務づけられています。事業担当課においては、広報、ホームページ、記者発表等を通じてその内容を周知します。

### (5) 実施方針についての説明会の実施

実施方針について、民間事業者向けの説明会を開催します。

民間事業者からの出された質問や意見（実施方針の公表後に寄せられた意見を含む。）を踏まえ、必要に応じて実施方針の内容の見直しを行うとともに、その後の特定事業の選定や民間事業者の募集に当該意見等を反映するものとします。

なお、民間事業者の意見等を踏まえ、実施方針の内容を修正する場合には、上記(2)、上記(3)により審査し、公表するものとします。

## (6) 実施方針策定にあたっての留意点

実施方針の策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります

ア 民間事業者のPFI事業への参加の検討が容易となるよう、主として次の事項についてはできるかぎり具体的な記載を行うこと。

- (ア) 県の関与の内容
- (イ) 想定されるリスクとその分担
- (ウ) 事業の内容
- (エ) 民間事業者の選定方法
- (オ) 事業スキームを民間事業者の提案に委ねる場合にはその旨
- (カ) 選定事業の実施にあたって必要な許認可等
- (キ) 選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (ク) 適用可能な補助金や融資 など

イ 実施方針は、PFI事業の進捗に合わせて順次詳細なものとするよう補完していくことも可能であること。

ウ 実施方針公表後に、民間事業者の創意工夫等を取り入れてその内容を補完するため、実施方針に対する民間事業者からの意見や質問を受け付けて、必要に応じ事業方針の見直しを行うことも可能であること。

エ 民間事業者の意見を反映する可能性も踏まえてのスケジュール設定をすること。

オ 公共施設等運営権制度を活用する場合には、条例の定めるところにより実施方針を定めること。(第2章2参照)

### 3 特定事業の評価・選定、公表

#### (1) 特定事業の評価・選定

実施方針の策定、公表の手続きを経た後、民間事業者の意見等も踏まえてのPFIによる実施可能性を勘案した上で、実施が適当であると認められるときは特定事業の選定を行います。

##### ア 事業選定の基準

PFIの導入により、公共施設等の整備、運営がより効率的にできるか否か、又はより質の高いサービスの提供ができるかを判断の基準とします。①公共サービスを同一水準とした場合における財政負担の多寡、②財政負担を同一水準とした場合の公共サービスの水準の高低について、VFMを正しく評価することが基本となります。

##### イ 公共サービスの水準の評価

できる限り定量的な水準の設定をすることが望ましいですが、定量化が困難な場合には一定の客観性を確保した上で定性的な水準の設定を行います。

##### ウ 財政負担の見込額の調整等

財政上の支援に係る支出や民間事業者からの税収その他の収入が見込まれる場合には、それぞれ適切な調整を行う必要があります。また、リスクをどのように分担するのが合理的であるかという点に配慮し、適切なリスクの移転を行う必要があります。こうした調整等を踏まえ、見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算した額をもって評価を行います。

#### (2) 特定事業の公表

PFI法により、特定事業の選定を行ったときは、その結果並びに評価の方法及び内容を公表します。

財政負担の見込額についても公表するのが原則ですが、見込額の公表によりその後の入札等における正当な競争が阻害されるおそれがある場合には、財政負担の縮減額又は縮減割合の見込みの公表をもってこれに代えることも可能です。

なお、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないとしたときも、同様に公表します。

#### (3) 特定事業の選定に当たっての留意点

選定に必要な財政負担の見込額の算定、公共サービスの水準の評価等について、事業実績等を踏まえて漸次その客観性や透明性の向上に努めるものとします。



## 4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

民間事業者の募集に当っては、競争性の担保や手続きの透明性の確保に留意するとともに、民間事業者の創意工夫を最大限引き出すことに配慮するなど基本指針に示された「5つの原則」を念頭に進めていきます。

### (1) 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、地方自治法において一般競争入札によることが原則とされており、総合評価一般競争入札方式によるのが一般的ですが、WTO政府調達協定の基準に達しない事業については、事業の内容等を勘案し公募プロポーザル方式により随意契約によることも可能であり、国内においても多くの実績があります。

総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式の概要は次のとおりです。

#### ア 総合評価一般競争入札

競争性のある随意契約（下記イ）を採用する必要が認められない場合は、一般競争入札により事業者選定を行います。

一般競争入札においては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが提供されるよう、価格及び提供されるサービスの質その他の条件により選定する、総合評価一般競争入札で行うものとします。

一般競争入札の参加資格者要件は、調達しようとするサービスの種類、内容に応じて資金調達に関する能力、長期間のリスク管理能力やマネジメント能力の要件を含め、適切に設定する必要があります。

#### イ 公募型プロポーザル方式等（競争性のある随意契約）

民間事業者からの提案を公募し、あらかじめ設定した評価基準に従い優先順位を決定し、最優先順位の提案をした者と随意契約するものです。この方式は、管理者等のみでは事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合について適用することが考えられます。

公募型プロポーザル方式等による選定を行う際には、客観的な評価基準を設定し、中立かつ公正な審査を確保する必要があります。

(注) WTO政府調達協定：WTO（世界貿易機関）の設立を定めた「世界貿易機関を設立するマケラシュ協定」（1994年）の付属書に盛り込まれた政府調達に関する国際協定で、平成8年1月1日に発効している。これにより、都道府県における物品やサービス等の調達について内外無差別の原則の確立や手続きの透明性の確保を目的として随意契約の禁止等の要件が課されている。

### (2) 入札説明書等の作成

#### ア 入札説明書

入札説明書（公募要項）は、実施方針の公表後に提出された質問や意見、特定事業の公表を踏まえて、PFI事業に関する条件を最終的に提示するものです。

入札説明書は、PFI事業の要求水準書、落札者決定基準を添付してこれを公表しなければなりません。

入札説明書（公募要領）には、事業の目的・概要、事業者の選定方法、応募資格、入札等の手続き等、審査項目及び審査方法、事業実施に当たりの条件、質問等の受付に関する事項などを記載します。

#### イ 要求水準書

要求水準書は、P F I 事業において提供すべきサービスの水準を示すもので、「仕様書」に当るものです。P F I 事業の発注は、アウトプット仕様による性能発注により行われるべきものであるため、要求水準書においては、施設の具体的な仕様の規定は必要最小限度に止めるものとし、サービスの調達手段や提供方法については、民間事業者の創意工夫が最大限引き出せるような配慮が必要です。

性能に係る要件（施設の水準、運営面でのサービス水準など）については、誤解を生じることのないようできる限り明確にすることが必要です。

（性能発注の例）

- ・ 2000 人、1000 人、500 人規模で快適に観劇やコンサートを楽しむことができる施設、設備を整えていること。
- ・ 高齢者・障害者が安全かつ快適に利用できる通路等の設計や設備の配置がなされていること。
- ・ 一定数の乳幼児を一時的に預かることが可能な施設が設置されていること。

#### ウ 落札者決定基準

落札者決定基準においては、事業への参加資格や要求するサービスの水準を定めるほか、価格と価格以外の評価項目（事業の安定性、施設の設計等、運営方針、環境への配慮など）についてそれぞれ配点を明らかにし、民間事業者が提案内容を検討する際の基準として示します。

なお、公募型プロポーザル方式による場合も、これに準じた選定基準を定め、あらかじめ提示する必要があります。

### (3) 債務負担行為の設定

P F I 事業について締結される契約は、複数年度にわたるものとなるため、債務負担行為の設定が必要であり、議会の議決が必要です。

#### ア 設定の時期

総合評価一般競争入札による場合には、原則として入札の公告前に設定をします。仮に手続きに時間を要した場合などで契約の締結が債務負担行為設定年度の翌年度となってしまった場合には、その年度において再度債務負担行為を設定し直す必要があります。

公募型プロポーザル方式による場合には、契約締結時までには設定する必要があります。

#### イ 設定に当たりの留意事項

債務負担行為の設定額は、特定事業の選定の際に算出した P F I 事業の事業期間全体を通じての総事業費を基礎とします。

この際、実際に支払が予定される額で計上するため、現在価値への割引を行う前の額により計上することに留意する必要があります。（物価や金利など変動が予想される要素については、これらを考慮した設定額とする必要があります。）

#### (4) 事前審査等

P F I 事業への参加を希望する民間事業者の計画が募集する事業に求められる一定の性能等を有しているかなどを事前に審査し、一定の性能等を有しているものについてのみより詳細な事業計画等の作成を求め、入札等の手続きを進めるなど、参加希望者の負担の軽減という観点から配慮することが必要です。

#### (5) 資格審査・内容審査

##### ア 資格審査

資格審査は、応募があった民間事業者について、P F I 事業を遂行する能力の有無を落札者決定基準に定めた審査項目に従って審査を行うものです。S P C が実施主体となる場合を別として、コンソーシアム（企業団）の構成員の資力、信用力についても、事業の安定性の観点から配慮が必要です。

また、P F I 法第9条に規定される欠格事由（法人でない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人、暴力団員がその事業活動を支配する法人 など）に該当しないことを確認することも必要です。

##### イ 応募者との対話

ニーズを明確に伝え、民間事業者からニーズにあった提案がされるための工夫として、実施方針の公表以降に民間事業者との意思疎通を図るための質問・回答、説明会（対話）を行うことが考えられます。

要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面な観点から幅広い提案を求める公募型プロポーザル方式においては、応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）し、その後に提案書の提出を求めるといった競争的対話方式を活用することが考えられます。

また、総合評価一般競争入札においては、要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案がなされることが想定され、提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準に達しているか否かの確認が困難と見込まれることも考えられます。このような場合には、技術提案制度を活用することが考えられます。さらに、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合等においては、技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与える技術対話を活用することも考えられます。

いずれの場合も公平性・透明性・競争性の確保に特に留意する必要があります。

##### ウ 内容審査

定量化審査により行います。「定量化審査」とは、価格に対する配点と価格以外の評価項目（性能）に対する配点をあらかじめ行い、これら評価点を合算した総合得点により落札者を決定するものです。

（評価項目の例）

- ・ 施設の設計、整備に関する事項
- ・ 施設の維持管理、運営の方法
- ・ 環境への配慮
- ・ リスク分担の方法、考え方
- ・ 地域への貢献度 など

**(6) 落札者等の公表**

審査を行い、落札者等を選定した場合には、審査結果、審査項目及び落札者決定基準、評価の内容などをすみやかに公表するとともに、選定されなかった民間事業者に対して結果及び選定しなかった理由を通知します。

この際、公表により民間事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項については、公表事項から除外するよう配慮することが必要です。

**(7) 民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合**

最終的に応募者がいない又は民間事業者によるいずれの提案もサービス水準を満たさないなどの理由により民間事業者の選定にまで至らなかった場合には、特定事業の選定を取り消し、その旨及び理由をすみやかに公表します。

特定事業を取り消した場合には、事業内容や実施方針を再検討の上、別の手法による実施も含めて検討します。

## 5 事業契約等の締結等

P F I 事業の落札者等が選定された場合には、その者と契約等を締結することとなります。契約は、長期にわたる P F I 事業実施期間中の当事者双方の選定事業に係る責任やリスクの分担その他の当事者間の権利義務を定めるものであり、リーガルアドバイザーも活用してできる限りあいまいさを避けた具体的かつ明確な定めをする必要があります。

また、事業期間中に当初の業務範囲やリスク分担が著しく不適当になった場合の見直し等に関する協議に係る規定を設けておくことも考えられます。

### (1) 契約において明らかにすべき事項

契約において定めるべき主な項目は次のとおりです。

#### ① 当事者に係る債務の詳細及びその履行方法等

- ア 提供されるサービスの内容とその水準
- イ 提供されるサービス水準の測定及び評価の方法
- ウ 施設の料金等及びその算定方法
- エ 当事者が契約に違反した場合における措置
- オ リスク分担に関すること

#### ② 民間事業者への関与

- ア 公共施設の管理者等による提供される公共サービスの水準の監視に関すること
- イ 事業実施の状況の報告に関すること
- ウ 事業についての公認会計士等による監査報告書の提出に関すること
- エ 事業の実施に重大な影響を与えるおそれがある事態が発生した場合の報告書の提出や調査の実施に関すること
- オ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための措置に関すること

#### ③ 事業の終了時における取扱い等

- ア 選定事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時にける土地の明渡し等の事業に係る資産の取扱いに関すること
- イ 事業の継続が困難となる事由及びそうした事由が発生した場合における措置に関すること（事業修復のための措置、公共サービスの提供確保のための措置など）

### (2) 契約内容の公表

契約書の記載内容については、P F I 法第 15 条第 3 項<sup>\*</sup>に規定するもののほか、公表により民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項を除いて公表するものとします。

<sup>\*</sup>P F I 法第 15 条第 3 項に規定公表内容

公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、契約金額 など

### (3) 契約時における留意事項

選定事業者が行うPFI事業以外の事業の実施に伴うリスクの影響を避け、若しくは最小限とするため、契約の締結に際して適切な措置を講じる旨定めなければなりません。

選定事業者がPFI事業を実施するために新たな法人（SPC）を設立して事業を実施する場合には、新たに設立された法人の出資者との間で事業の適正かつ確実な実施を担保するため、別途合意を交わしておくことが必要です。

また、想定されるリスクをできる限り明確化し、その上で、それぞれのリスクの分担について明らかにしておくことも必要です。

### (4) 議会の議決

PFI事業について契約を締結する場合、その予定価格が5億円以上（都道府県の場合）の場合には、議会の議決が必要となります。これは、地方自治法に定める議決事項との均衡を考慮するとともに、PFI事業による将来の財政負担を議会においてチェックする趣旨から設けられているものです。

この場合における金額は、PFI事業に係る予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであることに留意する必要があります。

※ PFI法第12条、PFI法施行令第3条 参照

なお、議会の議決を経て事業契約の締結を行っている場合、事業内容を変更するには議会の議決が必要ですが、PFI事業は長期間に及ぶことが多く、様々な状況に応じて契約変更が必要となることも想定されるため、契約のうち軽微な事項については迅速に対応できるよう、あらかじめ議決により専決処分事項として指定しておくことも考えられます。

## 6 事業の実施、監視等

### (1) 事業の実施、監視

P F I 事業は、基本方針、当該事業の実施方針に基づき、契約に従って実施されますが、公共部門（公共施設等の管理者）は、契約に定める範囲内において、概ね次に掲げる事業の監視を行います。

- ア 提供される公共サービスの水準の監視
- イ 民間事業者による事業実施状況の定期報告の確認
- ウ 民間事業者による公認会計士等の専門家による監査を経た財務状況報告書の確認
- エ P F I 事業に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合の民間事業者による報告書の提出など

### (2) 監視結果の公表

P F I 事業の実施について、その透明性を確保するため、必要に応じて監視等の結果の住民等に対する公開に努めるものとします。公開により民間事業者の競走上の地位その他の権利を害する事項については除外する必要がある、このことはあらかじめ契約上明確にしておくことが適当です。

### (3) 職員の派遣等

選定事業者からの要請など民間事業者が質の高い公共サービスを提供するために必要なときには、職員を派遣することも考えられます。

※ P F I 法第 79、80 条 参照

## 7 事業の終了

### (1) 契約の終了

契約終了時における施設やその敷地等の事業用資産の取扱いについては、あらかじめ契約において明確に定めておく必要があります。

### (2) 事業継続の必要性の検討

契約終了後も事業を継続する可能性がある場合においては、契約終了時において「事業の継続」を選択する旨及びその場合における協議その他の必要な手続きについて、契約上定めておく必要があります。

### (3) 事業の評価

事業担当課は、P F I 事業において民間事業者との間で発生した問題や庁内の推進体制のあり方に係る問題などを検証し、今後の P F I 事業の課題等について事後評価を行い、財産活用課と連絡調整を行いながら、全庁的なノウハウ等の蓄積、推進を図っていくものとします。

事業担当課：

1 事業 の 概 要	事業名		
	目的・内容		
	施設の概要		
	事業実施予定期間		
	総事業費		百万円
	設計・建設	調査費 : 設計費 : 建設費 : その他(用地費など) : 小計	百万円 百万円 百万円 百万円 百万円
	維持管理	人件費 : 修繕費 : 委託の他 : 小計	百万円 百万円 百万円 百万円 百万円
	運営費	人件費 : 事業委託の他 : 小計	百万円 百万円 百万円 百万円 百万円
	今後のスケジュール		供用開始予定：
	2 P F I の 適 性 導 入 時 の 想 定	P F I の 適 性	民間のノウハウの活用の余地
		一括発注の可能性	
		性能発注の適性	
		制度的な制約等の有無	
民間事業者に委ねる事業の範囲			
事業形態		1 サービス購入型    2 独立採算型 3 混合(ジョイントベンチャー)型	
事業方式		1 BOT    2 BTO    3 BOO 4 その他(具体的に )	
事業形態・事業方式の選定理由			



3 P F I 導 入 の メ リ ッ ト 等	導入のメリット (リスク分担やVFMの 観点を含む)	
	導入のデメリット (リスク分担やVFMの 観点を含む)	
	類似施設における自 治体でのPFI導入 事例 (概要・導入メリット)	
4 補 助 制 度 等	現行制度の概要	
	PFI事業への適用 可能性	
5 検 討 結 果	事業担当課の判断	1 PFIで実施    2 従来方式で実施 3 その他 (具体的に )
	判断理由	

- (注) 1 事業計画書、図面等の事業に係る参考資料を添付すること。  
2 自治体における参考事例は、2例ないし3例につき記載するとともに、関係資料を添付すること。

## ◆参考様式

様式 PPP／PFI 手法簡易定量評価調書・簡易な検討の計算表

(平成28年3月 内閣府民間資金等活用事業推進室「PPP／PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」から抜粋)

## ◆参考資料

- 資料1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成11年7月30日法律第117号)(最終改正 令和30年6月20日法律第60号)
- 資料2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令  
(平成11年9月22日政令第279号)(最終改正 平成30年7月27日政令第225号)
- 資料3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針  
(平成30年10月23日閣議決定)
- 資料4 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(令和3年6月18日改正)
- 資料5 PFI事業におけるリスク分担に関するガイドライン(令和3年年6月18日改正)
- 資料6 VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成30年10月23日改正)
- 資料7 契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー  
(令和3年6月18日改正)
- 資料8 モニタリングに関するガイドライン(平成30年10月23日改正)
- 資料9 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン  
(令和3年6月18日改正)
- 資料10 地方公共団体におけるPFI事業について  
(平成12年3月29日自治画第67号自治事務次官通知)  
(平成14年4月1日総行地第37号により一部改正)  
(平成17年10月3日総行地第122号により一部改正)
- 資料11 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について  
(平成12年3月29日自治調第25号自治省財政局長通知)
- 資料12 PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて  
(平成15年3月31日総行第43号・総行地第44号  
総務省自治行政局行政課長・地域振興課長通知)  
(平成18年11月22日民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)